9. The tensions of judging

Handling cases of driving under the influence of alchol in Finland and California

Yrjo Engestrom (Rep. S.Yamashiro)

０．七転八倒

－結局何だったのか？

この Engestrom **の論文は、フィンランドと南カリフォルニアの地方裁判所における、飲酒運転の裁判において、法定内の記録と関係者のインタビューから、双方の違いをさぐったものである。**

－では、どんな違いなのか？

論文の半分近いスペースを使って、Engestrom **は延々と（背景的な）説明を行っている（正直言って、非常に骨の折れる作業である。法律関係、質的研究の独特の用語の使い方に慣れてない方は覚悟である）。本質へ一気に飛びたい方は、**pp.227 **以降を読むと良い。**

飲酒運転(DUI)**というのは、フィンランドでも南カリフォルニアでも、ありふれたケースであり、裁判もルーティン化したものである。**

しかしながら、時としてそのルーティンからの「逸脱(disturbance)**」が起きる（本来は「乱れ」や「騒ぎ」の意味であるが、文脈から「逸脱」とした。何分、法律関連は勿論のこと、質的研究の論文を読むのはこれが初めてである。不適切であれば指摘して頂きたい）。**Engestrom **はフィンランドと南カリフォルニア双方における裁判の流れを、記録を元にして段階化した。それが** Table1、Fig.3、Fig.4 **である。南カリフォルニアでの裁判について、流れの中で発生する逸脱の、各段階での発生数をまとめたのが** Table2 **であり、それを修正する判事の発言**(dialect)**を分類したのが、**Table3 **である。**

そして 227 **ページから。これらの** disturbances **は、偶発的なものではなく、**”seem to be systematic”**であるとする。**Perrow(1984)**を引用してきて、**”normal accidents’,failures and breakdowns that caused by complexity of the system itself.” **と述べている。**

そのシステムを知るための conceptual tool **として、**Fig.3 **と** Fig.4 **を拡張した、例の三角形モデルを登場させる。それが** Fig.5 **と** Fig.6 **である。典型的な逸脱の例として、フィンランドの「ライセンス期間を延長してくれ**(lines056-071)**」と、カリフォルニアの「ボランティアはリトルリーグ・パークで**(lines103-117)**」を取り上げた。**

で、活動システムにおける矛盾を、仮説的に想定する。三角形の中で起きている矛盾については、後の詳細を参照。

両法廷の差として、「処理が柔軟さ」「被告の実状に合わせるか」「ティームワーク」といった点が見いだされる。

<yamasiro@hus.osaka-u.ac.jp>

（これを最初に書いてくれれば、全体の流れが分かって読みやすかったのに。(--;)
交通心理学？　文化差？　法廷？　かえって混乱して時間喰った!）

１．論文の流れ

まず、両方の法廷における、背景的な知識を述べる（裁判の概要や流れ、関わる人間、レイアウトなど)。次に、ポイントとなる点を記録とインタビューから書き写す。

そこから、裁判における判事の dialects を大まかにわける。(Table1)

さらに、判事の標準的な行動について、三角形でモデル化。(Fig.3 と Fig.4)

流れにおける逸脱と修正について 220 ページから。

227 ページから、システムとしてとらえた場合の見方と、拡張三角形モデル。

２．各部分の詳細

Introduction

エキスパートの仕事は、認知科学者の間では、関心（注意）の高くなっているものである。この研究は、社会的・文化的空白の中での専門知識(expertise)を見ようとするものである。特に、次の３つの支配的な、基礎となるアイディアが、認知研究の主流において見いだされるであろう。

第 1 に、与えられたフィールドにおける専門知識は、普遍的で一定普遍のものとして見える。　差（違い）は専門知識の度合いであるとされるが、内容と質における違いは、広く概観される。

第 2 に、専門知識は、個人の、個々の仕事とスキルの熟達によって成り立つように見られる。個人がその中に埋め込まれた共同の実践を広げることが概観される。

第 3 に、専門知識を発達させることは、確立した権威による指導のもとでの、個人の経験の段階的な蓄積として見られる。既にある実践の再概念化と、(集団的な）新しいモデルの発生が概観される。

一方で社会科学者は、大きな構造の形態、プロフェッショナリズム、官僚制度、法人といったものを、専門知識の社会的組織化とみなしている。こういった普及した形態は、共通して、底辺からの建設の余地がほとんど残ってない構造だと描かれる。　ある意味では、専門知識の認知的分析における社会的文脈の欠落は、専門的組織の多くの社会的分析におけるエージェンシーの欠落によって補われているといえる。

この個人主義と構造主義の二分法のギャップを乗り越える試みは、ローカルな社会的に分散した活動に焦点をあてているが、著者はここで別の試みをおこなう。

３つの側面に注目する。＜複数の声＞、＜集団に埋め込まれること＞、＜創造性＞

地方裁判所での業務を分析する。裁判官の仕事と専門知識が出発点。

２つの異なる文化的設定のデータを用いる。
　フィンランドの中規模都市の地裁・南カリフォルニアでの大きな都市の地裁。
　　扱うケースは、アルコール影響下における自動車の運転(DUI)。
どちらの文化でも、飲酒運転の裁判は、ありふれてて、単純で、ルーチン的仕事である。
面白いのは、双方の文化で、飲酒運転者に対する一般的な扱いが違ってること。
　カリフォルニアでは軽犯罪で、法的にも深刻な犯罪とはみなされていない。
　フィンランドでは、他の交通違反とは明確に区別され、犯罪となる。

通常、法廷や判事というのは、世俗権力の象徴とみなされる。
　専門家とクライアントの不均衡な権力関係の分析 -> 法廷におけるインタラクション
　　専門家自身の仕事に焦点を当てる。ここでは、判事の仕事における多くの専門語、騒ぎ、緊張といった特徴を、学習、変化、発展のダイナミックな可能性として解釈する。

1990 年のデータ。
フィンランドのデータは、公式記録から。
　２つの中規模都市の地裁での、多くの異なる犯罪者および市民の判事
　および関係者のインタビュー、法廷聴聞会のビデオテープ記録
南カリフォルニアは、法廷記録のオーディオテープ、補足としてフィールドノート、
　判事と public defender へのインタビュー記録
53 の DUI から、1 つのケースを分析。法廷で一週間。

Judges - referees,inquisitors,or more?
アメリカの予審判事：目立たないか、法手続が守られるかどうか確認する受動的な役割
　→アングロアメリカ的「対立」システム、大陸ヨーロッパ的「尋問」システム
アメリカ予審判事の多くの役割
Horgarth：判事の間で、個々の哲学や視点に多くのバラエティがある。
Phillips：一人のエキスパートの、多くの並行した役割（判断、矯正 etc.）
Conley&O'Barr：非公式な法廷での "the notion of voices"
　法律上の権威を主張する声は、実際のところ社会の力の声である
　＜法的権威の声の届く中では、判事はそのオリエンテーションによって異なる＞
オリエンテーションとは：
　法律への厳格な指示、法の作成者、調停者、当局の意志決定者、手続者
　論述の質的な違いは、dialects と呼ぶことにする。
　係争当事者と判事の考え方の違い　→法廷における面倒を引き起こす
　期待されている円滑な運営からの逸脱は、disturbances と呼ぶことにする。

第一に、
判事とそれ以外のものとの伝統的な分割は、判事と行政官、事務官（書記）の、チームワークに基づく、新しい組織モデルを導くものである。
第二に、
判事は、法廷を次のように考えるようになる
予審に～な姿勢で臨み、適切な時には和解（示談）する、組織的で
コーディネーションされた「システム」

The court as administrative and physical systems　2 つの地裁の違いについて
フィンランド
16 人の判事、8 つの小法廷、2 つが民事と刑事の双方を扱う。
裁判の内容によって、適切な判事があたる。3 人は万能型。飲酒運転はルーティン的裁判で、判事と書記が一人づつ、時にはインターンの判事が担当する。
1 年前までは、3 人の判事による完全規格の裁判だった。
フィンランドの法廷には、アメリカ式の陪審団はいない。DUI のような単純なケースでは、弁護人はつかないで、被告は自ら論を述べる。地方公定弁護人の制度はあるが、ある程度の罰金で裁判が免除されることも認められている。
また、血中アルコール度数によって、罰のレベルが細分化されている。
法廷内のレイアウトは図 1 の通り。たった 5 人が椅子に座っている。
どの席の机にも、録音のためにマイクロフォンがある。
このケース、判事は男性で、並のグレイスーツ。

南カリフォルニア
「交通法廷」として、主要な法廷とは別の建物にある。
26 人の判事はここでキャリアを積む。一日の午後、20 から 40 人の DUI を扱う。
フル規格の陪審団が必要かどうかの、フィルターかバッファとしても機能している。
交通法廷では、陪審はなく、判事一人が仕切る。
検事も弁護人も、各被告について、所定の書類を記入していく。
弁論は、検事と弁護人の間のインタラクションというよりは、
公式弁護人の被告へのカウンセリングである。
警察からの書類は、通常表には出てこない参考資料である。
前科や血中アルコール度数によって、罰金や懲役、ライセンス停止など異なる。
法廷のレイアウトは図 2。聴衆を含めて 40～50 人がいる。
被告も複数が同時にいて、それぞれ順番を待つ。
判事の権威（外観的な）は、フィンランドのそれよりも格調高い。

<yamasiro@hus.osaka-u.ac.jp>

Two DUI heaings

フィンランド：一人の被告が、一つの単位で処理される。
南カリフォルニア：数人で batch（束）にされる。
　　判事にとって、仕事の単位は「午前」と「午後」。

The multiple dialects of the judges

　フィンランドでは、議事録の編集と書取によって、インタラクションが左右される。
　（判事へのインタビューより）記録のためにしゃべる。
　フィンランドの法廷では、ルーティン的に、被告の社会経済的な情報に
　判事が触れているのが面白い。南カリフォルニアではないこと。
　同様に罰金も、フィンランドでは、被告の社会経済的な状況を考慮する。
　カリフォルニアでは一律固定。
　（勿論、再犯や滞納等の事情がある場合は別である）

The standard actions of the judges

両方の判事は、それぞれスタンダードなやり方で DUI を扱っている。
各々のスタンダード、そのスクリプトとシーケンスには、文化的な違いがある。
　フィンランド：
　　line001-106 ケースを示す
　　line017-057,069-073 被告人の確認（書類との照合）
　　line074-075 裁決の審議
　　line076-092 宣告

　さんかっけいの比較。
　４つと３つ。instruments の違い。（LegalCode とのすりあわせ）
　カリフォルニアでは、被告の現状へと合わせる、adjusting がある。
　「罰金払うのに、どれくらいの時間がかかりますか？」
　「ボランティアをどこでやりますか？」

　disturbance and repair （逸脱と復帰）

<yamasiro@hus.osaka-u.ac.jp>

pp.227- Contradictions behind disturbances

これらの disturbances は、偶発的なものではなく、
"seem to be systematic"であるとする。
Perrow(1984)を引用してきて、"'normal accidents'
,failures and breakdowns that caused by complexity
of the system itself." と述べている。
そのシステムを知るための conceptual tool として、
Fig.3 と Fig.4 を拡張した、例の三角形モデルを登場させる。
それが Fig.5 と Fig.6 である。

典型的な逸脱の例として、
「ライセンス期間を延長してくれ(lines056-071)」と
「ボランティアはリトルリーグ・パークで(lines103-117)」を取り上げた。
活動システムにおける矛盾を、仮説的に想定する。
どちらの場合も、被告からの要求で逸脱が始まっている。(Object、判事の仕事)
その要求は、ファイルの記録には入ってないので、矛盾が生じた。

フィンランドでは：
その矛盾（要求）は、聞かれて記録された。判事は記録をとって、退歩的に対処。
scripted procedure における問題：システムにおいて、予測できないオブジェクトと、柔軟でないルールが矛盾を起こしている。
緊張状態(tensions)は、図における <-->で表されている。
スクリプトの非柔軟性で、判事の仕事が難しくなっている。

カリフォルニアでは：
被告からの要求は、インタラクティブ的に処理される。(判事は被告の状況を聞いて、それに合わせる）だが、情報の欠落によって、判事は対処できなかった。
（リトルリーグ・パークって、なんぞ？　資料にない）
システムにおいて、予測できないオブジェクトと柔軟でない道具が矛盾している。
緊張状態(tensions)は、図における <-->で表されている。
このケースでは、検事・弁護士・書記の協力でなんとかなった。
（Division of labor -> collaborative action）

２つの法廷の違い。「処理の柔軟さ」「被告の実状に合わせるか」「ティームワーク」